

(宛先) 港区長

賛 同 書

私は、「六本木安全安心憲章」の趣旨に賛同し、取組を推進していきます。

店舗・事業所名	
業種 (該当業種に☑)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業（郵便局等） <input type="checkbox"/> サービス業
所在地	〒 ー
連絡先1	電話： FAX：
連絡先2	E-mail：
担当者名	

◆周知キャンペーン、パトロール活動等の開催案内の送付方法（該当に☑）

郵送 E-mail 案内は不要（活動に参加が出来ないため）



六本木安全安心憲章

賑わい綺麗なまち六本木を目指して

犯罪を防ごう

- 安全安心パトロールなど、まちの活動に積極的に参加します。
- 子ども達を地域で見守ります。
- 犯罪行為を見たら、ただちに警察に通報します。
- 警察と連携し、暴力団等を排除します。

美しいまちにしよう

- まちをきれいにする活動に、積極的に参加します。
- 勤めている店舗や家の前は日頃から清掃します。
- ごみはまちの迷惑にならないよう、正しい処理をします。
- 落書きをしない、させないまちにします。

タバコを吸うときは決められたルールを守ろう

- 「みなとタバコルール」を守り、決められた場所以外では喫煙しません。
- 吸い殻をポイ捨てしません。

安全で安心できる道にしよう

- 道路での飲酒・たむろする行為などにより、人の迷惑になることをしません。
- 許可のない広告物を道路上に置きません。
- 許可なくチラシ等の配布はしません。
- 自転車は指定された場所に駐車し、放置や違法な駐車はしません。
- 自転車の運転ルールを守り、危ない走り方はしません。

近隣に迷惑をかけない営業をしよう

- 人の迷惑になるような、客引きや客待ちはしません。
- 営業にあたっては、騒音、悪臭等を出しません。
- 脱法的なナイトクラブ（無許可）など、悪質な営業は認めません。
- 深夜営業を行う店舗は、従業員を指導し、近隣に迷惑をかけません。

憲章に規定する事項に反する行動をしたとき、法令等に違反したとき、その他賛同事業所等として社会通念上ふさわしくないと判断される問題を有するに至ったとき等は、港区ホームページ等に掲載しないこと及び既に掲載されている名称に関しては削除することを認めます。

【お問合せ先】港区麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係

〒106-8515 港区六本木5-16-45 電話 03-5114-8802（直通）